## 五管区水路通報第44号

(1090項 - 1112項)

| 平成19年11                               | 月16日      | 第五管区海上保安本部                                |  |  |  |
|---------------------------------------|-----------|---|--|--|--|
| _ = = = = = =                         | =======:  |   |  |  |  |
| 第1090項                                | 四国南岸      | 足摺岬南方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |  |  |  |
| 第1091項                                |           | ・・・・・・・・・・・・・フレア発射訓練                      |  |  |  |
| 第1092項                                |           | ・・・・・・・・・・・・・・・・潜水艦潜航試験                   |  |  |  |
| 第1093項                                | 本州南岸      | 新宮港及び付近・・・・・・・魚礁設置                        |  |  |  |
| 第1094項                                | 本州南岸      | 田辺港南西方・・・・・・・・灯浮標設置(予告)                   |  |  |  |
| 第1095項                                | 本州南岸      | 田辺港、第2区・・・・・・・消波ブロック据付工事                  |  |  |  |
| 第1096項                                | 本州南岸      | 日高港・・・・・・・・・・防災訓練                         |  |  |  |
| 第1097項                                | 本州南岸      | 日高港・・・・・・・・・・突堤補修工事                       |  |  |  |
| 第1098項                                | 紀伊水道      | 由良港・・・・・・・・・・ケーソン吊出し作業                    |  |  |  |
| 第1099項                                | 大阪湾       | 泉州港及び付近・・・・・・・漁具設置                        |  |  |  |
| 第1100項                                | 阪南港       | 第1区・・・・・・・・・・掘下げ作業                        |  |  |  |
| 第1101項                                | 大阪港       | 内港航路及び付近・・・・・・掘下げ作業                       |  |  |  |
| 第1102項                                | 大阪港       | 内港航路及び付近・・・・・・沈埋函埋戻し作業                    |  |  |  |
| 第1103項                                | 大阪港       | 大阪区、第3区・・・・・・・重量物荷役作業                     |  |  |  |
| 第1104項                                | 大阪港       | 大阪区、第6区・・・・・・・防災訓練                        |  |  |  |
| 第1105項                                | 尼崎西宮芦屋港   | 第1区・・・・・・・・・・・防災訓練                        |  |  |  |
| 第1106項                                | 神戸港       | 第4区・・・・・・・・・・防波堤築造工事                      |  |  |  |
| 第1107項                                | 淡路島       | 浦港南方・・・・・・・・・・観測機器設置                      |  |  |  |
| 第1108項                                | 明石海峡      | 垂水漁港西北西方・・・・・・護岸築造工事                      |  |  |  |
| 第1109項                                | 相生港・・・・・  | ・・・・・・・・・・・・・・潜水作業                        |  |  |  |
| 第1110項                                | 瀬戸内海      | 赤穂港及び付近・・・・・・・磁気探査作業                      |  |  |  |
| 第1111項                                | 家島諸島      | 家島港・・・・・・・・・ボーリング作業                       |  |  |  |
| 第1112項                                | 淡路島       | 江井港・・・・・・・・・・消波ブロック据付工事                   |  |  |  |
| お知らせ                                  | 港則法施行令等改〕 | Eについて                                     |  |  |  |
|                                       |           |   |  |  |  |
| 本通報に使用している経度・緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています |           |   |  |  |  |
|                                       |           |   |  |  |  |
| ┌ 海上保安庁水路通報第45号                       |           |   |  |  |  |
| 海図の改補(小改正)のお知らせ                       |           |   |  |  |  |

## 海図の改補(小改正)のお知らせ

(11月9日発行)掲載分

| 海域      | 改正内容  | 該当海図 | 項    |
|---------|-------|------|------|
| 串本港     | 防波堤撤去 | W99  | 1502 |
| 田辺港、第2区 | 突堤完成  | W74  | 1503 |

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。 また、インターネットでも提供しています。

URL http://www1.kaiho.mlit.go.jp/

\_\_\_\_\_

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

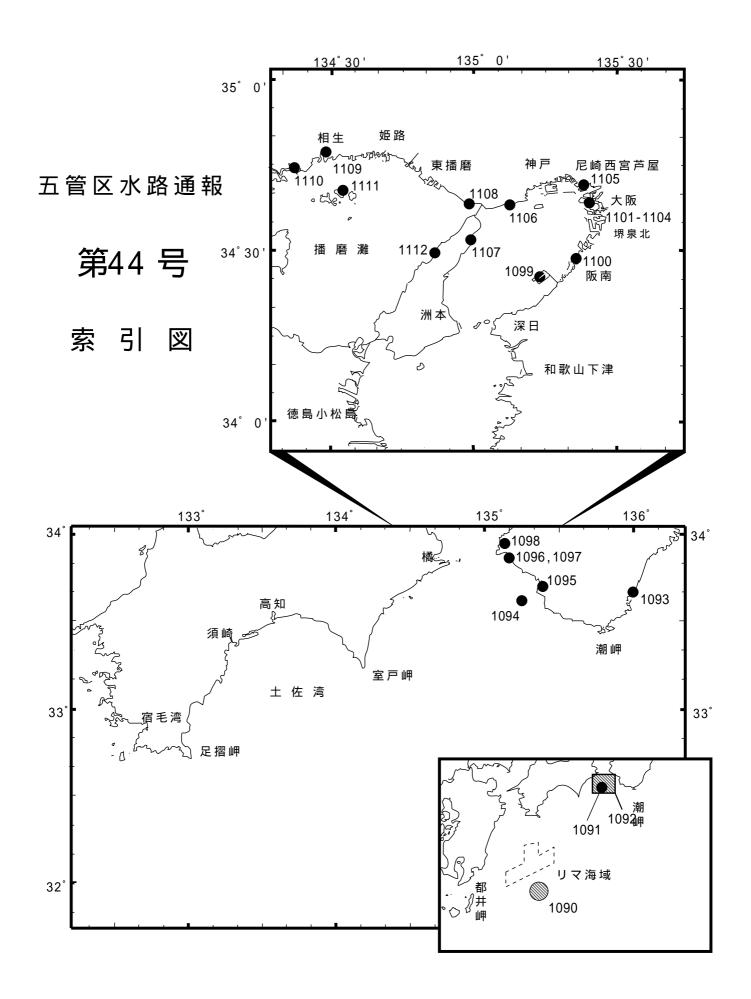
第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516) 神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

FAXによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ・・・・・・最新号[ポーリング受信式]

URL http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm



四国南岸 - 足摺岬南方 照明弾投下訓練 19年1090項

自衛隊航空機による照明弾の投下訓練が実施される。

平成19年11月26日(予備27日)の1630~1900

区域 31-00N 133-00Eを中心とする半径10海里の円内

海 図 W 1 5 7

海上自衛隊第31航空群 出所

紀伊水道南方 フレア発射訓練 19年1091項

蒲生田岬南方において自衛隊航空機によるフレア(発熱体)発射訓練が実施される。

平成19年11月27日、28日(予備29日)の0800~1700

区域 33-30-12N 134-49-50Eを中心とする半径5海里の円内

海 図 W77(JP共)

出所 防衛省海上幕僚監部

19年1092項 紀伊水道南方 潜水艦潜航試験

潜水艦の潜航試験が実施される。

期間 平成19年11月21日、22日

区域 下記経緯度線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-20N (2) 33-48N

(3) 134-45E

(4) 135-20E

警戒船 潜航試験中、配備

水上航行中、潜水艦は標識灯(琥珀色、90閃光)を点灯 標識

海 図 W 7 7 ( J P 共 ) 出所 五本部海洋情報部



試験区域

19年1093項 本州南岸 - 新宮港及び付近 魚礁設置

五管区水路通報19年41号987項削除

新宮港内及び付近において魚礁が設置された。

区域1 4地点により囲まれる区域

(1) 33-41-52N 136-00-15E

(2) 33-41-52N 136-00-16E

(3) 33-41-51N 136-00-16E

(4) 33-41-51N 136-00-15E

区域 2 4地点により囲まれる区域

(1) 33-40-25N 135-59-23E

(2) 33-40-26N 135-59-23E

(3) 33-40-26N 135-59-24E

(4) 33-40-25N 135-59-24E

沈設物 自然石約2,000立方メートル

海 図 W 4 6

出所 串本海上保安署

本州南岸 - 田辺港南西方 灯浮標設置(予告) 19年1094項

市江埼北西方に灯浮標が設置される。

名 称 市江埼沖GPS波浪観測灯浮標

位 置 33-38-32N 135-09-24E

塗色及び構造 黄色 X 形頭標1個付 黄色 やぐら形

群閃黄光 毎20秒に5閃光 灯 質

光達距離 6.0海里 高さ 6.8m

予定日 平成19年12月上旬 備考 レーダー反射器付

海図 W 7 7 ( J P 共 ) - W 1 0 0 A

出所 五本部交通部

4 4 号 4 4 号 - 3 -

19年1095項

本州南岸 - 田辺港、第2区 消波ブロック据付工事

田辺大橋南方において潜水作業を伴う消波ブロック据付工事が実施される。

平成19年11月18日~30日の日出~日没

区 域 33-43-37N 135-22-23E付近(付図参照)

海 図 W 7 4

田辺港長 出所

19年1096項 本州南岸 - 日高港 防災訓練

塩屋岸壁付近において巡視船艇等による防災訓練が実施される。

平成19年11月22日の1400~1530

区域 33-51-46N 135-08-58E付近(付図参照)

海 図 W 7 7 (分図「日高港」、JP共)

田辺海上保安部 出所 



19年1097項 本州南岸 - 日高港 突堤補修工事

日高川河口付近において潜水作業を伴う突堤補修工事が実施されている。

平成19年11月30日までの日出~日没

区域 33-52-36N 135-09-00E付近(付図参照)

海 図 W 7 7 (分図「日高港」、J P 共)

出所 田辺海上保安部



19年1098項

紀伊水道 - 由良港 ケーソン吊出し作業

五管区水路通報19年29号632項関連

桜島岸壁付近において起重機船によるケーソン吊出し作業が実施される。

期間 平成19年11月29日~12月12日(予備13日~25日)の日出~日没

区域 33-57-23N 135-06-12E付近(付図参照)

備考 ケーソンは日高港まで吊り運搬される。

海 図 W 9 7

出所 和歌山海上保安部



19年1099項 大阪湾 - 泉州港及び付近 漁具設置

関西国際空港周辺に試験採捕のための漁具が設置されている。

期間 平成19年11月21日まで(予備22日~12月1日)

位置 下記各位置

(1) 34-27-09N 135-14-41E

(2) 34-26-08N 135-14-09E

(3) 34-26-23N 135-14-41E

(4) 34-26-27N 135-15-45E

(5) 34-26-07N 135-15-39E

(6) 34-25-46N 135-15-07E

(7) 34-25-26N 135-14-33E

(8) 34-24-52N 135-13-47E (9) 34-25-03N 135-13-23E

(10) 34-25-31N 135-13-24E

(11) 34-25-41N 135-12-50E

(12) 34-25-29N 135-12-12E

(13) 34-25-47N 135-12-09E

(14) 34-26-10N 135-12-48E

(15) 34-26-50N 135-13-49E

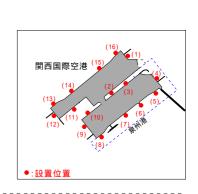
(16) 34-27-16N 135-14-22E

標 識 上記各地点に漁具設置を示す黄色灯付浮標を設置

備 考 漁具の撤去時に潜水作業を伴うことがある。

海 図 W1103(JP共)

関西空港海上保安航空基地 出所



19年1100項

阪南港 - 第1区 掘下げ作業

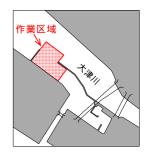
大津川河口において掘下げ作業が実施される。

期 間 平成19年11月20日~12月22日(予備23日~28日)の日出~日没

区 域 34-30-13N 135-22-53E付近(付図参照)

海 図 W1141(JP共)

出 所 阪南港長



19年1101項 大阪港 - 内港航路及び付近 掘下げ作業

内港航路及び付近において掘下げ作業が実施される。

1 期間 平成19年11月28日~12月15日(予備16日~17日)の2000~0600(夜間作業)

(12月2日、9日は0000~0800及び1800~2400に実施)

区域 8地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-10.2N 135-23-22.7E
- (2) 34-38-17.1N 135-23-39.2E
- (3) 34-38-17.0N 135-23-39.3E
- (4) 34-38-21.8N 135-23-50.8E
- (5) 34-38-19.2N 135-23-52.4E
- (6) 34-38-14.1N 135-23-40.2E
- (7) 34-38-14.2N 135-23-40.1E
- (8) 34-38-07.6N 135-23-24.4E
- 2 期間 平成19年11月26日2000~27日0600(予備28日~29日)(夜間作業)

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-21.1N 135-23-56.6E
- (2) 34-38-23.1N 135-23-55.3E
- (3) 34-38-32.8N 135-24-18.4E
- (4) 34-38-30.8N 135-24-19.7E
- 3 期間 平成19年11月28日~12月1日(予備2日~4日)の0600~2000

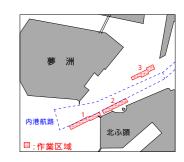
区域 10地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-46.7N 135-24-24.4E
- (2) 34-38-51.9N 135-24-36.7E
- (3) 34-38-52.4N 135-24-36.3E
- (4) 34-38-53.9N 135-24-39.8E
- (5) 34-38-51.9N 135-24-41.1E
- (6) 34-38-50.4N 135-24-37.6E
- (7) 34-38-49.3N 135-24-38.3E (8) 34-38-46.5N 135-24-31.6E
- (9) 34-38-47.6N 135-24-30.9E
- (10) 34-38-45.3N 135-24-25.3E

備 考 水深14mの可航幅は300m以上確保されている。

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長



4 4 号 - 5 - 4 4 号

19年1102項

大阪港 - 内港航路及び付近 沈埋函埋戻し作業

五管区水路通報19年37号880項、42号1031項削除

1 海底トンネル沈埋函周囲の埋戻し作業が期間を延長して実施されている。(夜間作業)

期 間 平成19年11月16日まで(予備17日~20日)の2100~0500

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-34N 135-23-51E
- (2) 34-38-30N 135-23-57E
- (3) 34-38-26N 135-23-48E
- (4) 34-38-30N 135-23-42E

備 考 水深14mの可航幅は200m以上確保されている。

2 海底トンネル沈埋函周囲の埋戻し作業が期間を変更して実施される。(昼間作業)

期 間 平成19年11月18日~25日(予備26日~30日)の日出~日没

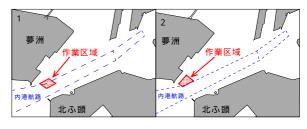
区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-37N 135-23-47E
- (2) 34-38-32N 135-23-55E
- (3) 34-38-27N 135-23-43E
- (4) 34-38-30N 135-23-39E

備 考 水深14mの可航幅は300m以上確保されている。

海 図 W123(JP共)

出 所 大阪港長



19年1103項 大阪港 - 大阪区、第3区 重量物荷役作業

ダイゾー前面において起重機船による重量物荷役作業が実施される。

期 間 平成19年11月21日(予備22日~28日)の日出~日没

区 域 34-39-00N 135-27-25E付近(付図参照)

海 図 W1148

出 所 大阪港長



19年1104項 大阪港 - 大阪区、第6区 防災訓練

舞洲北方において船艇及び航空機による防災訓練が実施される。

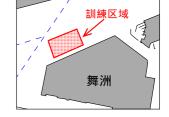
期 間 平成19年11月22日(予備26日)の1300~1545

区 域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-40-10N 135-23-25E
- (2) 34-40-20N 135-23-19E
- (3) 34-40-27N 135-23-41E
- (4) 34-40-18N 135-23-46E

海 図 W123(JP共)-W1107(JP共)

出 所 大阪海上保安監部



期 間 平成19年11月22日(予備28日)の1400~1530

区 域 34-42-28N 135-24-24E付近(付図参照)

海 図 W1107(JP共)

出 所 尼崎西宮芦屋港長



神戸港 - 第4区 防波堤築造工事 19年1106項 沖防波堤北側において潜水作業を伴う防波堤築造工事が実施されている。

平成20年1月31日までの日出~日没

 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 34-38-27N 135-08-02E付近(付図参照)

識 標 ・上記区域を明示する黄色灯付浮標を設置

・作業船のアンカーワイヤーの水深5mの位置に 赤色浮標を設置

海 図 W101B(JP共)

出所 神戸港長

19年1107項 淡路島 - 浦港南方 観測機器設置

五管区水路通報19年32号736項関連

仮屋磁気測定所前面に磁気検知器が設置された。

位 置 下記各位置

(1) 34-31-53N 135-00-07E

(2) 34-31-47N 135-00-02E

W131(JP共) 义

出所 神戸海上保安部

明石海峡 - 垂水漁港西北西方 護岸築造工事 19年1108項

舞子漁港付近において護岸築造工事が実施されている。

期間 平成20年3月30日まで

区 域 34-38.2N 135-01.7E付近

海 义 W 1 3 1 (J P共)

出所 五本部海洋情報部

19年1109項 相生港 潜水作業

相生大橋付近において潜水作業が実施される。

平成19年11月27日~30日(予備12月1日~7日)の0800~日没

区 域 下記各位置付近(付図参照)

(1) 34-48-19N 134-27-59E

(2) 34-48-16N 134-27-58E

W 1 1 1 (相生港) 义

出所 姫路海上保安部

瀬戸内海 - 赤穂港及び付近 19年1110項 磁気探査作業 江見ノ鼻付近において潜水士及び探査船による磁気探査作業が実施されている。

平成19年12月29日までの日出~日没

区域 34-44-25N 134-22-16E付近(付図参照)

海 図 W 1 1 1 (赤穂港)

出所 姫路海上保安部



若宮町

外浜町

19年1111項 家島諸島 - 家島港 ボーリング作業

家島港内においてボーリング作業が実施される。

平成19年11月19日~12月20日のうち10日間、日出~日没 期間

仂 下記各位置付近

(1) 34-40.5N 134-31.9E

(2) 34-40.4N 134-31.9E

ボーリング櫓に黄色標識灯を2基設置 識

海 図 W 1 1 1 3

姫路海上保安部 出 所

淡路島 - 江井港 19年1112項 消波ブロック据付工事

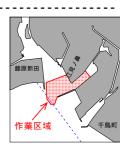
江井港防波堤前面において起重機船による消波ブロック据付工事が実施されている。

平成19年12月29日までの日出~日没

域  $\overline{\mathsf{X}}$ 34-28.1N 134-49.9E付近

図 W131(JP共)-W150B 海

出 所 神戸海上保安部

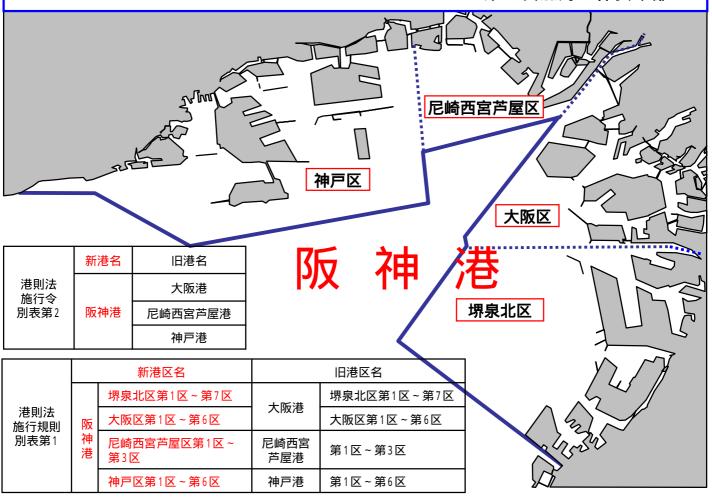


4 4 号 4 4 号 - 7 -

## 港則法施行令等改正のお知らせ

平成19年12月1日に港則法施行令が改正され、大阪港、神戸港、尼崎西宮芦屋港 が一つになり阪神港となります。これにあわせ、港区名及び阪神港大阪区の進路信号 を一部変更します。

第五管区海上保安本部



|                |     | 信号     |       | 信文                           |
|----------------|-----|--------|-------|------------------------------|
| │ 港則法<br>│施行規則 |     | 新      | 旧     | (変更なし)                       |
| 第11条           | 大阪区 | 2代·2·T | 2代· T | 第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって<br>航行する |
| 表示する信号告示       |     | 2代·2·A | 2代·A  | 第2区天保山大橋以東の係留施設に向かって<br>航行する |

- 阪神港は、旧大阪港、尼崎西宮芦屋港、神戸港を単純統合したもので、港域の拡大縮小はありません。
- 港長手続きの窓口は、従来どおり、大阪海上保安監部、神戸海上保安部、堺海上保安署、西宮海上保安署に おいて申請・届出を受付けます。詳細は各保安(監)部署に問い合わせ〈ださい。

大阪海上保安監部 神戸海上保安部

堺海上保安署

06 - 6571 - 0223

078 - 331 - 6743

072 - 244 - 1771

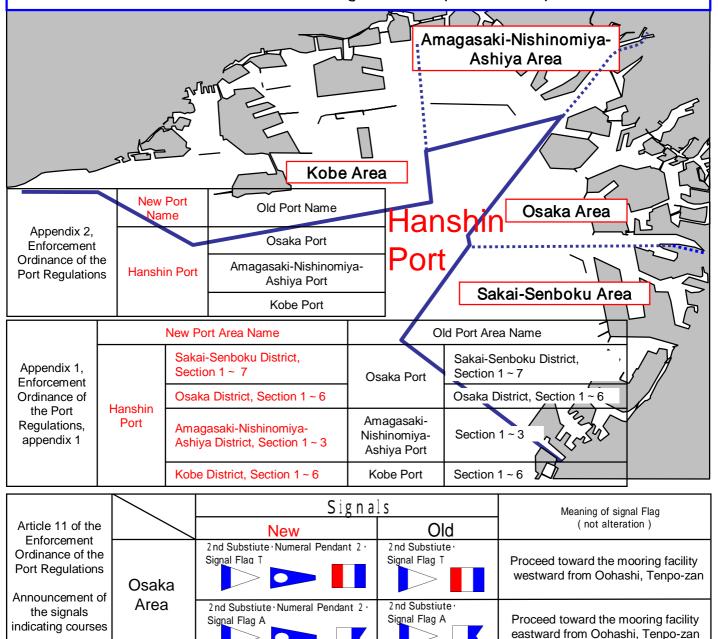
西宮海上保安署 0798 - 22 - 7070

http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/ http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/

## Notification of the amendment of the Enforcement Ordinance of the Port Regulations

The Enforcement Ordinance of the Port Regulations is to be amended on December 1, 2007. Based on this amendment, Osaka Port, Kobe Port and Amagasaki-Nishinomiya-Ashiya Port are unified into Hanshin Port and accordingly, the course signals are partly changed as indicated below:

the 5th Regional Headquarters of Japan Coast Guard



Since Hanshin Port is established by the simple unification of former Osaka, Amagasaki-Nishinomiya-Ashiya and Kobe ports, no harbor area will be expanded or reduced. The procedures involving the Captain of the port are accept at the counters in charge at Osaka Coast Guard Office, Kobe Coast Guard Office, Sakai Coast Guard Station and Nishinomiya Coast Guard Station, as ever. Further information is provided at the relevant Coast Guard Branches/Stations.

 Osaka Coast Guard Office
 0 6 - 6 5 7 1 - 0 2 2 3

 Kobe Coast Guard Office
 0 7 8 - 3 3 1 - 6 7 4 3

 Sakai Coast Guard Station
 0 7 2 - 2 4 4 - 1 7 7 1

 Nishinomiya Coast Guard Station
 0 7 9 8 - 2 2 - 7 0 7 0

http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/